

**当院は厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、
厚生局長に届け出を行っております**

医療法人 東陽会 サンアイ眼科

(1)基本診療料の施設基準

【夜間・早朝等加算】

平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数	窓口負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
50点	50円	100円	150円

【明細書発行体制等加算】1点

当院では、患者様への情報提供を積極的に推進していく観点等から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。発行を希望されない方は会計にてその旨お申し出ください。

(2)特掲診療料

【コンタクトレンズ検査料1】200点

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療はコンタクトレンズ検査料を算定いたします。

診療医師名 伏屋 一樹(眼科診療経験8年以上)
伏屋 陽子(眼科診療経験40年以上)

【外来・在宅ベースアップ評価料(1)】初診時17点・再診時4点

医療に従事する職員の賃金改善を図る体制につき施設基準に適合しているため初診・再診を行った場合に算定します。本評価料は医療従事者の処遇改善に充てています。

【短期滞在手術等基本料1】680点

本基準は日帰り手術を行うための専用環境・医療設備、および術前・術後の安全な管理体制が確保されている医療機関に認められるものです。

対象手術(白内障手術)を受けた場合に算定いたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算】初診時4点・再診時2点

オンライン資格確認で得た情報を活用し、患者様からの健康管理に対する相談に応じています。初診・再診を行った場合に算定します。

【一般名処方加算】1品目6点・2品目以上8点

薬の「商品名」ではなく「成分名」で処方箋を記載しています。特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

「成分名」での処方があった際に算定します。